

株 主 各 位

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素よりビート・ホールディングス・リミテッド（以下「当社」といい、また、当社の子会社及び関連会社と併せて「当社グループ」といいます。）をご支援いただき御礼申し上げます。

今般、当社臨時株主総会（以下「臨時株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。2026年5月13日を基準日として、当社修正及び書替済み附属定款に従い、同日において、当社株主名簿に氏名が記載された登録株主の皆様は臨時株主総会にご出席いただくこと、そして、決議事項に関して投票が実施される場合にはご投票いただくことが認められており、また、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」といいます。）を通じて当社株式を保有されていた実質株主の皆様も当該総会にご出席し、質疑を行うことが認められております。ただし、JASDECを通じて当社株式を保有されていた実質株主の皆様は直接投票することは認められておらず、当該実質株主のご指示により、JASDECが株主の議決権を行使しますので、実質株主の皆様におかれましては、後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否を表示していただき、2026年11月17日午後1時（必着）までに指図書の原本を当社の日本における証券事務代行会社である三菱UFJ信託銀行株式会社宛てに折り返し送付いただきますようお願いいたします。議決権行使方法の詳細情報については、日本における常任代理人にご相談ください。日本における常任代理人を有しない場合は、現地ブローカーにご相談ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2026年11月24日（火曜日）午前10時（東京時間） |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂 8—10—32
ホテル アジア会館、2階「会議室A」 |

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

＜株主提案（第1号議案及び第2号議案）＞

第1号議案：第三者割当デット・エクイティ・スワップ（DES）による新株式の発行を取締役に授権及び指示する件

第2号議案：第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行を取締役に授権及び指示する件（第1号議案が可決されることを条件として）

臨時株主総会招集ご通知と併せてご提供する議決権の行使方法に関する情報及び各議案の要領につきましては、次頁以降に記載のとおりであります。

以 上

チン・シャン・ファイ

取締役会長、

最高経営責任者（CEO）兼

最高財務責任者（CFO）

注記：当社修正及び書替済み附属定款に従い、2026年5月13日（基準日）において、当社株主名簿に氏名が記載された登録株主の皆様は臨時株主総会にご出席いただくこと、そして、ご投票いただくことが認められており、JASDECを通じて株式を保有されていた実質株主の皆様は、三菱UFJ信託銀行株式会社宛てに議決権代理行使指図書をご送付いただくことにより、JASDECを通じて預託株式に付された議決権を行使する必要があります。また、当該株主の皆様は各自ご自身が2026年5月13日（基準日）において当社の実質株主であることを証するため、ご自身の公的な身分証明書、臨時株主総会招集ご通知の原本及び臨時株主総会招集ご通知が郵送された際の封筒を会場入り口でご提示いただくことを条件に、当該総会にご出席し、質疑を行うことが認められております。詳細については、日本における常任代理人又はお取引先の証券会社にご相談ください。

議決権の行使に関する参考資料

全ての株主に保有される総議決権数：183,335,577.6332個（2026年5月13日現在）

議題及び参考資料：

第1号議案及び第2号議案の上程に至る経緯

当社は、2026年8月20日、当社の株主であるLian Yih Hann氏（以下「レン氏」又は「レン」といいます。）、並びにレン氏がその持分の100%を保有するPrime Beauty Limited、Here And Now Holdings Limited、Han Group Limited、及びSmart Beat Profits Limited（実質的に保有する議決権の総数：41,999,610株、総株主の議決権に対する割合：22.91%、以下総称して「H. a. N Group」といいます。）より、2025年12月23日に発行した行使価額修正条項付新株予約権の未行使分を全て買戻すこと（注1）、デット・エクイティ・スワップ（第1号議案、以下「DES」といいます。）による市場価額からの1株当たりのディスカウント率約84.6%（2026年8月19日の終値13円に対する）の400,000,000株の普通株式、及び行使価額が市場価額からのディスカウント率0%の100,000,000個の行使価額修正条項付新株予約権（第2号議案、以下「MSW」といいます。）を、臨時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることを条件として発行する提案（以下「本提案」又は「本第三者割当」といいます。）を受領しました。

当社は、本提案について検討して参りました。ただ、以下「第1号議案及び第2号議案に対する当社取締役会の意見」に記載の理由により、株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考え、臨時株主総会に上程した次第です。

（注1）2026年9月30日、取締役会は、2026年10月16日付で当該新株予約権の未行使分を全て買戻し・消却することを決議しました。

第1号議案及び第2号議案に対する当社取締役会の意見

当社の2026年6月30日時点の連結純資産は、909千ドル（148百万円）（注2）

と小さく、当社の連結純資産が2026年12月期末に債務超過となり、2027年12月期末においても継続して債務超過であった場合、当社の普通株式は上場廃止となります。また、現在、当社はリボルビング・クレジット・ファシリティー（以下「クレジット・ファシリティー」といいます。）からの追加借入を行う以外の方法により、事業遂行資金、負債の返済資金、及び運転資金を調達するのは難しい状況です。これらの問題に対処するための本提案を受けた後、当社は、H. a. N Groupと本第三者割当について交渉を進めて参りました。

ただ、DESによる新株式の1株当たりの発行価額（0.1香港ドル）の市場価額からの高いディスカウント率が既存株主の利益を不当に害しないと判断することは難しく、本第三者割当による高い希薄化率（最大272.7%）が市場の流動性や株価に与える影響について十分な説明を行うことが難しい状況です。また、MSWの行使により調達した資金のうち、投資事業に充てる資金の計画を準備するには、時間を要する見込みです。

当社は、主に当社の資産を増やすことを目的に、レン氏より、2022年11月にFame Rich Enterprises Limitedの株式持分を30%取得し、そしてレン氏が100%株式を保有していた会社を子会社化することにより、2025年1月に株式会社ビーグリー（東証スタンダード市場、コード番号：3981）の発行済株式総数（当時）の5.64%（小数点第三位を四捨五入）に相当する353,600株を取得しました。また、2023年1月よりレン氏から上限200百万香港ドル（4,142百万円）（注2）のクレジット・ファシリティーの提供を受けております。加えて、2024年には、レン氏への2回の第三者割当（DES・新株予約権）を実施したことにより、当社は債務超過を解消することができ、上場廃止となることを回避できました。この様にレン氏は、当社の財政状況が悪くリスクが高い中、当社の再建を様々な形でサポートしてきました。

上記2024年の第三者割当により、当社は上場廃止となることを回避できたという観点から、少数株主を含め全ての株主を保護することができたと考えております。ただ、本第三者割当については、当社は負債を減らし、資金調達を行う必要がある一方で、上記のとおり現時点において、高いディスカウント率及び希薄化率を判断・説明することが難しい状況のため、当社としては、本提案をサポートすることが難しく、本提案については中立でおります。

上記にかかわらず、当社の附属定款（修正及び書替済み）の下では、当社の私

込済み資本の計3%以上を保有する5名以上の株主から請求を受けた場合、当該請求書に明記されたいかなる事業取引を審議するため、臨時株主総会を開催しなければならない旨が定められております。従って、本件について株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考え、H. a. N Groupより受領した本提案を、臨時株主総会の議案として上程いたしました。

なお、臨時株主総会にて第1号議案及び第2号議案が特別決議により可決された場合、それぞれの議案に提案のとおり、取締役会は、新株式及びMSWの発行について、臨時株主総会の開催日から1ヶ月以内に決議する予定です。その際、現時点で当社が判断・説明することが難しい事項（上記「高いディスカウント率が既存株主の利益を不当に害しないこと」、及び「高い希薄化率が市場の流動性や株価に与える影響」）については、その時点において可能な範囲で検討結果をお知らせする予定です。また、投資事業に充てる資金の計画についてもお知らせする予定です。

（注2）「円」で表示されている金額は、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場の仲値である1米ドル=162.39円及び1香港ドル=20.71円で換算された金額です。

第1号議案及び第2号議案の決議条件

なお、本提案に記載のとおり、DESによる新普通株式の発行（第1号議案）が特別決議により可決された場合、続いて新株予約権の発行（第2号議案）について特別決議による採決が行われます。従いまして、第1号議案が否決された場合には、第2号議案についての採決は行われません。

＜株主提案（第1号議案及び第2号議案）＞

第1号議案：第三者割当デット・エクイティ・スワップ（DES）による新株式の発行 を取締役に授権及び指示する件

本議案は、H. a. N Groupからの提案により、以下の内容の取引に関して、株主の皆様特別決議にてご決議いただくものです。

株主の皆様には、「3. 提案の詳細」に概説された条件と実質的に同じ条件にて、H. a. N Groupの当事者及び／又はH. a. N Groupが指名する法人（以下「予定割当先」という）に対し、第三者割当のデット・エクイティ・スワップにより、普通株式を発行することを取締役に授権することについて、ご検討いただき、適切と判断される場合は、特別決議によりご承認いただくことを提案いたします。

当社の附属定款（修正及び書替済み）の第12条（1）において、取締役会による未発行株式の割当権限は、「当会社が株主総会において行う指示」に明示的に従うものとされております。株主が附属定款の第38条に基づき適法に株主総会の招集を請求し、取締役会に対し株式の発行を指示する決議を可決した場合、取締役会は当該指示を実行する義務を負います。

ケイマン諸島の法律の下で、株主は、会社の業務が定款に従って行われることを求める権利を有しています。違反した場合、ケイマン諸島の法律に基づき、請求や訴訟が生じる可能性があります。

第1号議案が株主の皆様により承認された場合、取締役会は、割当先と協議のうえ発行要項等の詳細について、確定いたします。

1. デット・エクイティ・スワップ及び最大100,000,000個の新株予約権の引受けを提案

H. a. N Groupは、ビート・ホールディングス・リミテッド（以下「Beat」といいます。）がビットコイン及びビットコイン関連ETF（以下「BTC」といいます。）を主要な財務資産として採用し、体系的に蓄積していくという戦略的転換を高く評価しています。共通の利益を保護し、Beatの過剰債務を削減するとともに、経営陣がBTC取得戦略の実行

を加速できるよう支援するため、H. a. N Groupは、株主として取締役会に対し、本提案を謹んで提出いたします。H. a. N Groupは、少なくとも約21億円（注1）規模の直接的な債務再編及び戦略的投資の枠組みを提案します。

レンは、2025年7月に50億円のリボルビング・ボンド・ファシリティ（以下「マルチ・シリーズBTCボンド」といいます。）を提供し、2025年12月には45,000,000個の新株予約権（以下「SAR1」といいます。）の一部を引き受けました。しかしながら、Beatの現在の株価は大幅に下落しており、これがSAR1の行使を妨げる要因となっているほか、Beatの負債の水準も上昇しています。

Beatが現在抱える課題に対処するため、H. a. N Groupはここに、臨時株主総会において株主の承認を得ることを条件として、完全希薄化ベースで現在の発行済株式総数の272.7%に相当する、1株当たりの発行価格が0.1香港ドルのDESによる普通株式400,000,000株の発行、及び第2号議案のディスカウント率0%のMSWを100,000,000個発行することを提案いたします。

（注1）2026年8月19日時点の直近株価である13円を使用

現在の市場価額はSAR1の下限行使価額を大幅に下回っているため、現実的にSAR1を行使することはできず、Beatの資金調達能力は制限されています。加えて、ディスカウント率0%のMSWの方が、割引率6%のSAR1よりもBeatにとって極めて有利であることから、2025年12月23日にレン及びCantor Fitzgerald & Co. に対して発行されたSAR1の残りの43,700,000個を速やかに買い戻すようBeatに要請します。SAR1の買い戻し及びDESによる普通株式の発行を条件として、レンはBeatに対する2億香港ドルのクレジット・ファシリティを更に6ヶ月間延長することを確約します。

2. ビートの現状

Beatは、暗号資産（特にビットコイン及び／又は上場投資信託）への投資額を10億円から50億円に増額する計画を発表しました。現在までにBeatは約29億円をBTCに投資しており、目標額達成には21億円の資金不足が生じています。

レンはBeatに対し25.6百万米ドル（41億円）のクレジット・ファシリティを提供しており、そのうち18.0百万米ドル（29億円）が引き出し済みであるため、7.6百万米ドル（12億円）が引き出し可能な残高となっています。また、レンはBeatに対して最大

50億円（31.3百万米ドル）のマルチ・シリーズBTCボンド・ファシリティーも提供しておりますが、現時点において発行に係る諸条件を満たしておりません（注2）。

Beatは、2025年12月に45,000,000個の行使価額修正条項付新株予約権SAR1を発行しました。しかし、当該SAR1の下限行使価格は、現在の市場価額を大幅に上回っているため、現時点で保有者が権利を行使する可能性は低いと考えられます。その結果、ボンド発行の主要な条件（具体的には、新株予約権の行使による調達総額が未償還社債の想定元本の75%以上であること）が満たされていないため、Beatは、現時点で追加のボンドを発行することができません。したがって、H. a. N GroupはBeatに対し、当該SAR1を買い戻した上で、第2号議案に記載のとおり、市場価額に対するディスカウント率0%の新たなMSWを発行するよう求めます。

この膠着状態を打開するため、BeatはDESや代替的な株式取得スキームを活用し、負債を積極的に削減するとともに、主要な財務資産戦略の原資となる新たな資本を調達する必要があります。

（注2）使用為替レート1米ドル=160円、及び2026年8月20日時点で入手可能な公開情報に基づいています。

3. 提案の詳細

H. a. N Groupは、DESと併せ第2号議案のMSWの発行を提案いたします。なお、DESが株主の承認を得られなかった場合、H. a. N Groupは当該MSWの引き受けを行いません。

H. a. N Groupは、DESを臨時株主総会において最初に採決に付すよう求めます。DESが可決された場合には、続いて第2号議案のMSWの採決を行われます。一方、本DESが否決された場合には、第2号議案のMSWの採決は行われません。

・デット・エクイティ・スワップ

H. a. N Groupは、Beatに対して、臨時株主総会にて特別決議による承認を得ることを条件として、レン及び／又はレンが指定する法人に対し、総額約8億円の対価でDESによる普通株式を発行することを提案します。SAR1の買い戻し及び当該普通株式が発行されることを条件に、レンは、Beatに提供している2億香港ドルのクレジット・ファシリティーの期間を更に6ヶ月間延長することを確約します。

1. 発行する普通株式の数	400,000,000株（現在の発行済株式総数の218.2%）
2. 発行価額	1株当たり0.1香港ドル **
3. 期待される調達資金の額	40,000,000香港ドル（約800百万円） 全てDESの払込の方法によります。
4. 割当日	本議案を承認するBeatの株主総会の開催日から1ヶ月以内において、当該発行を承認するためのBeatの取締役会が開催される日。
5. レンによるコミットメント	レンは、クレジット・ファシリティーの期間中にBeatの取締役会の構成に変更がないことを条件として、Beatに対して提供している2億香港ドルの当該クレジット・ファシリティーを更に6ヶ月間延長すること（満了日を2027年9月29日まで延長すること）を確約します。
6. 割当方法及び割当先	第三者割当の方法により、 H. a. N Groupを構成する一又は複数の者及び／又はH. a. N Groupが指名する法人に割当てます。
7. その他	株主総会において株主の承認を得ることを発行の条件とします。

** H. a. N Groupは、Beatの公表情報に基づき、同社の期末時点における1株当たり純資産価値を約2.5円と試算し、1株当たり0.1香港ドル（普通株式の額面価額、約2円）でのDESを提案いたします。

	米ドル	日本円	発行済株式数	1株当たり 純資産 日本円
2025年第4四半期末 純資産	7,947,000	1,271,520,000	183,335,578	6.94
2026年純損失	(5,082,000)	(813,120,000)		
2026年第4四半期末 純資産	2,865,000	458,400,000	183,335,578	2.50

注記：

- － 使用為替レート 1米ドル=160円
- － 2026年の純損失の予想額が純資産の変動額と同額であると仮定

4. レンの詳細

1.	氏名	Lian Yih Hann
2.	住所	North Point, Hong Kong
3.	職業	実業家
4.	ビートとの関係	<ul style="list-style-type: none">・実質的に22.9%を保有する株主、・ビットコイン・トレジャリー・ボードのチェアマン、・Fame Richグループの取締役

5. 提案する理由

債務の再編及び支払能力

Beatの多額の負債と継続的な営業赤字を考慮すると、短期的な債務を返済する能力を欠いています。現時点において、債務を再編するための最も有効な手段はDESです。負債を株式に転換することで、Beatは財務基盤を強化し、上場廃止への懸念に対処することができます。

第2号議案：第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行を取締役会に授権及び指示する件（第1号議案が可決されることを条件として）

本議案は、H. a. N Groupからの提案により、以下の内容の取引に関して株主の皆様には特別決議にてご決議いただくものです。また、本議案は第1号議案が株主の皆様により可決された場合にのみ決議いたします。第1号議案が株主の皆様により可決されない場合には決議いたしません。

株主の皆様には、以下に概説された条件と実質的に同じ条件にて、H. a. N Groupの当事者及び／又はH. a. N Groupが指名する法人（以下「予定割当先」という）に対し、第三者割当により、新株予約権を発行することを取締役会に授権することについて、ご検討いただき、適切と判断される場合は、特別決議によりご承認いただくことを提案いたします。

当社の附属定款（修正及び書替済み）の第12条（1）において、取締役会による未発行株式の割当権限は、「当会社が株主総会において行う指示」に明示的に従うものとされております。株主が附属定款の第38条に基づき適法に株主総会の招集を請求し、取締役会に対し株式の発行を指示する決議を可決した場合、取締役会は当該指示を実行する義務を負います。

ケイマン諸島の法律に基づき、株主は、会社の業務が附属定款に従って行われることを求める権利を有しています。違反した場合、ケイマン諸島の法律に基づき、請求や訴訟が生じる可能性があります。

第1号議案及び第2号議案が株主の皆様により承認された場合、取締役会は、割当先と協議のうえ投資事業に充てる資金の計画及び発行要項等の詳細について確定いたします。

1. 割引率0%の行使価額修正条項付新株予約権の引受を提案

臨時株主総会において、第一号議案のDESがBeatの株主により承認されることを条件として、同総会における株主の特別決議に基づき、レン及び／又はレンが指定する法人に対し、割引率0%の条件で、以下の行使価額修正条項付新株予約権を発行することを提案します。これにより、概算13億円（注3）の資金調達を目指します。

割引率0%の新株予約権は、標準的なコーポレート・ガバナンス上は、厳密には普通決議のみを要するものです。しかし、特別決議を採用することで、より高い承認要件が課されることになり、少数株主の利益を保護する上で極めて重要なプロテクションが加わることになります。

(注3) 2026年8月19日時点の直近株価である13円を使用

1. 発行する新株予約権の数	100,000,000個（現在の発行済株式総数の54.5%）
2. 発行価額	評価報告書に基づくMSWの公正価値
3. 転換割合	MSW 1個につき普通株式1株
4. 行使期間	3年
5. 行使価額	MSWの行使価格は、Beat株式の前日の終値の100%に修正される。
6. 期待される調達資金の額	発行価額：発行価額×100,000,000株、現金 概算行使額：1,300,000,000円 （直近の終値である13円を使用し、約8,125,000米ドル）、現金
7. 割当日	発行が承認されたBeatの株主総会の開催日から1ヶ月以内に、本提案を承認するためにBeatの取締役会が開催される日。
8. 割当方法及び割当先	第三者割当の方法により、 H.a.N Groupを構成する一又は複数の者及び／又はH.a.N Groupが指名する法人に割当てる。
9. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・発行は、Beatの株主総会における株主の承認を得ることを条件とし； ・買戻条項：Beatは、MSWの割当日から行使期間満了の1ヶ月前までの間、MSWの全部又は一部を当初の発行価格と同額にて買戻す権利を有し； ・取締役会の承認を得ることを条件として、譲渡可能であり、その承認は不当に遅延、留保又は拒否されないものとする。

2. 提案する理由

a) 資本の創出

既存のSAR1は「アウト・オブ・ザ・マネー」の状態にあり、即時の資金調達には利用できません。Beatの暗号資産投資戦略を維持するには、新たな資金の確保が不可欠です。MSWの提案が承認されれば、返済不要の追加資金が確保されます。この柔軟に活用できる資金は、負債の削減と成長の双方を支えるものとなります。

b) 戦略的アライメント及び有利な条件

MSWは、市場価額に対して割引率0%の条件となっています。H. a. N Groupがこのような極めて魅力的な条件を提示するのは、Beatの将来性に対する強い確信を示すとともに、Beatの成功とH. a. N Groupの利益を一致させるためです。その見返りとして、Beatは即時の株式希薄化や事前の現金支出を伴うことなく、低コストでの資金調達を利用できます。

c) Beatである理由

ビットコインを主要な準備金として保有し、東京証券取引所に上場している唯一のケイマン諸島法人であるBeatは、BTCの投資益に対するキャピタルゲイン税が免除されるという税制上の優遇を受けております。これは、最大55%（注4）のキャピタルゲイン税率が課される日本の個人暗号資産投資家とは対照的です。

d) 今である理由

現在進行中の2026年米国・イスラエル・イラン戦争において、ビットコインは単なる受動的なインフレヘッジ手段から、極めて重要な地政学的金融ツールへと進化を遂げました。市民や国家にとってビットコインは、国内インフレからの資産保全、そして戦略的な国際貿易決済を行うための重要な手段であると同時に、中立なソブリン（sovereign）準備資産としても機能しています。中東危機という現実の局面において、米国による新たな海上封鎖のさなかにイランがホルムズ海峡の通航料を暗号資産で支払うよう強制したという事実は、Beatが保有拡大戦略を積極的に加速させるべき理由を浮き彫りにしています。紛争に起因する直近の市場下落時に割安な価格でビットコインを購入することで、Beatは保有資産の取得単価（ドル・コスト・平均）を大幅に引き下げるとともに、世界的な紛争が引き起こす不可避な通貨価値の低下や通貨の希薄化から、Beatの財務資産を保護することが可能になります。

(注4) 日本では、暗号資産は「資産」とみなされ、資金決済法及び金融商品取引法の下で雑所得として課税され、最大税率は55%に達する可能性があります。そのため、日本の投資家にとっては、BTCを直接購入するよりも、Beatに投資する方が税務効率がより高いです。

3. 資金使途

H. a. N Groupは、MSWの発行及び行使による調達資金を、以下のとおり使用することを提案します。

行使価額修正条項付新株予約権 (MSW)

1	投資事業	調達資金から運転資金を差し引いた額の約45%を暗号資産（ビットコインやその上場投資信託を含む）への投資に充当
2	債券及び／又は借入金の返済	調達資金から運転資金を差し引いた額の約55%を未償還の債券及び借入金の一部返済に充当
3	運転資金	20, 000, 000香港ドル

以 上

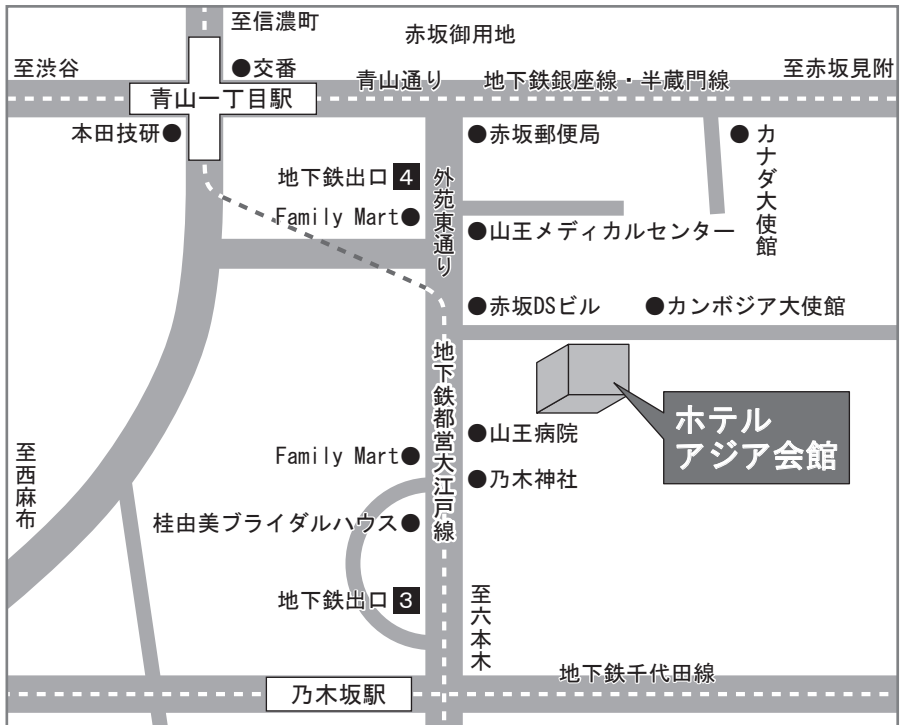
1. 本書に追加情報が生じた場合には、当該情報は当社のウェブサイト (<https://www.beatholdings.com>) に掲載いたします。
2. 臨時株主総会の決議の結果につきましては、当社のウェブサイト (<https://www.beatholdings.com>) に掲載する方法にてご報告いたします。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂 8—10—32

ホテル アジア会館、2階「会議室A」

電話 03-3402-6111



【交通のご案内】

<https://www.asiacenter.or.jp/access/>

- 地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目駅」下車、徒歩5分
- 地下鉄 千代田線「乃木坂駅」下車、徒歩5分